

事業復活支援金の事前確認・申請支援

当会では、「事業復活支援金」の事前確認及び電子申請支援を行っております。
ただし、一時支援金または月次支援金の既受給者は改めて事前確認を受ける必要はありません。

〈事前確認の主な内容〉

- ①「申請 ID」、「電話番号」、「法人番号及び法人名(法人の場合)」「氏名及び生年月日(個人事業者等の場合)」の確認
- ②「継続支援関係」の有無の確認
- ③「実施方法」、「確認の種別(一部確認・全部確認)」、「事前確認の対価(報酬)」の確認
- ④本人確認
- ⑤「確定申告書の控え」、「帳簿書類」、「通帳」の有無の確認
- ⑥「帳簿書類」及び「通帳」のサンプルチェック
- ⑦コロナの影響による売上減少について聴取及び該当項目の確認
- ⑧宣誓・同意事項等を正しく理解しているかについて口頭で確認
- ⑨登録確認機関が事前確認通知番号を発行
(発行後、申請者はマイページより申請可能に)

※1年以上当会会員の事業所につきましては事前確認の④～⑦を省略することができます。

〈申請時の主な必要書類〉

- ①2018年11月～2019年3月
2019年11月～2020年3月
2020年11月～2021年3月 を含む3期分の確定申告書及び決算書または
収支内訳書(税務署受付印必須)

※電子申告の場合は「メール詳細」、受付印がない場合は納税証明書「その2」
を添付

- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの売上台帳
- ③履歴事項全部証明書(法人)、本人確認書類(個人)
- ④通帳
- ⑤宣誓・同意書

一時・月次支援金未支給かつ商工会員1年未満及び非会員は上記のほかに

- ⑥基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等
- ⑦基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)
が必要です。

当会へのご相談につきましては1時間程度の事前予約制です。

北茨城市商工会 電話 42-2511